

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京センター（JICA東京）が、2023年度2月上旬～2月中旬頃に実施予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京 経済基盤開発・環境課（電話：03-3485-7652、担当：奥山）宛にお願いします。

2022年9月27日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉

2022年度マレーシア国別研修

「LEP2.0 競争力及び持続性のある鉄道計画・開発・管理手法（日本との比較研究）」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、マレーシアから研修員として日本に招いた、鉄道分野の開発の中核を担う人材に対し、日本の鉄道計画・開発・管理手法に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 海外運輸協力協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、開発途上国における運輸部門全般における総合的コンサルティング活動、運輸分野国際協力の総合的な推進を行う団体であり、1973年の設立以来約50年の間に開発途上国における鉄道を含む都市運輸交通分野における事業を通じて培った豊富な知見と経験を有しています。また、課題別研修「都市公共交通コロキウム」及び「都市公共交通」、国別研修「マレーシア東方政策「観光」」を含む多数の JICA 研修事業を受託している他、ASEAN をはじめとした開発途上国における運輸・観光分野の調査・研究やセミナー等、人材交流や人材育成の事業も多数実施しており、本研修の効率的な実施に必要な技術と、外国人を対象とした研修を運営するノウハウを有しています。なお、2019年度に本業務を受託した実績があり、本研修のカウンターパートであるマレーシア公共事業局（JKR）をはじめとする関係機関ともネットワークを有しています。

上述のとおり都市運輸交通分野の研修実施における高いファシリテーション能力及び日本・マレーシアの関係者とのネットワークを併せ持つほぼ唯一の機関であり、以下の「2 応募資格」を満たし本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022年度マレーシア国別研修「LEP2.0 競争力及び持続性のある鉄道計画・開発・管理手法（日本との比較研究）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022年度）：2023年2月上旬～2023年2月中旬（予定）
- (4) 契約履行期間（2022年度）：2022年12月中旬～2023年3月下旬（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 2) 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 3) 業務総括者は鉄道分野の研修実施の経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年10月13日17時00分必着
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書（別添2）、同確認書で提出を求められている資料等 ・誓約書（別添3）
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	(西暦) 2022年10月21日(金)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、下記(4)に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022年10月28日(金)
	回答予定日	2022年11月4日(金)
	回答方法	メール
(4) 提出先・ メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤 開発・環境課 (担当：奥山) 電話：03-3485-7652 メールアドレス：tictree@jica.go.jp	

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添2）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロード

ードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。

・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022年度マレーシア国別研修
「LEP2.0 競争力及び持続性のある鉄道計画・開発・管理手法（日本との比較研究）」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：

2022年度マレーシア国別研修「LEP2.0 競争力及び持続性のある鉄道計画・開発・管理手法（日本との比較研究）」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2023年2月上旬～2023年2月中旬

(3) 研修員（予定）

1) 定員：10名

2) 研修対象国：マレーシア

3) 研修対象組織・対象者：

公共事業省公共事業局（JKR）技術者、職員：10名（予定）

(4) 研修使用言語：英語

（講義等は日本語で実施し、当機構登録の研修監理員が日本語・英語間の通訳を行う。）

(5) 研修の背景・目的

マレーシア政府は、1991年の鉄道法（Railways Act）施行後、新規の鉄道開発事業に重点的に取り組んできた。しかしながら、鉄道の運営・運行計画、車両の保守が適切に実施できておらず、鉄道周辺の土地開発や商業開発も事前に十分検討されず、採算が取れるだけの乗車率が確保されないといった問題を抱えている。

また、2010年の陸上公共交通法（Land Public Transport Act）の施行により、鉄道関連インフラの整備が進められている。しかしながら、特に都市間鉄道における運行頻度、定時性そして安全性は依然として不十分な状況にある。

このため、更なる鉄道利用率の向上のためには、都市間鉄道事業の政策に関わる省庁（公共事業省公共事業局《JKR》、運輸省《MOT》、陸路公共交通庁《APAD》）および事業者（マレーシア鉄道公社《KTMB》や資産保有会社《RAC》）の役割を明確化するとともにそれぞれの機能強化が不可欠になっている。さら

に、事業収益の最大化に向けて、鉄道事業以外の鉄道周辺の土地・商業開発も含めた都市開発、いわゆる公共交通指向型開発（Transit Oriented Development：TOD）が求められている。TODは、日本の鉄道事業が強みとするところであり、マレーシアの鉄道事業の発展においても参考となる点が多い。

かかる背景を踏まえ、今般、マレーシア国は我が国に対し本研修の実施を要請した。本研修は、マレーシア側の鉄道関係者が日本における公共交通機関の鉄道計画・開発・管理手法を学び、マレーシアが抱える現状と比較し、今後に向けた課題を抽出することにより、持続性・競争性のある鉄道計画を推進することを目的としている。

（6）案件目標

日本の鉄道事業との比較研究を通じて、マレーシア国の鉄道計画・開発・管理手法における競争力及び持続性を向上させる。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 日本の鉄道計画・開発・管理手法を理解する。
- 2) 日本の鉄道計画・開発・管理手法における競争性・持続性の要因を調査する。
- 3) マレーシアにおける持続可能な鉄道事業の実現に適用可能な手法を調査する。

（8）研修内容

1) 研修項目

研修項目	具体的内容	想定できる研修希望先
鉄道システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道計画 ・ 鉄道規制・法律 ・ 運賃制度 ・ 鉄道に関する技術基準、建設基準 	国土交通省
鉄道事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業の予算・収支計画 	東京地下鉄株式会社
鉄道建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道建設（予算、助成制度） ・ 鉄道建設に係る調査・設計 	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京地下鉄株式会社
トンネル建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ トンネルの建設・維持管理 	東日本旅客鉄道
沿線都市開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再開発と行政の役割 	政令指定都市
鉄道関連建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道建設工事の安全管理 ・ 鉄道建設における新技術 ・ 鉄道橋建設の事例 	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2) 研修方法

上記案件目標及び単元目標を達成するため、講義、実習を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外に JICA が実施する以下内容を日程案に含めることとする。

ア. ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5 日間（来日翌日）

イ. 評価会：1 時間程度（離日前日）

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022 年 12 月中旬～2023 年 3 月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 詳細

1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 各種発表会の実施への協力
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑬ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、視察の評価

2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認

- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

3) 視察(研修旅行)の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(3) 事後整理

- ① 業務完了報告書(教材の著作権処理報告含む)作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 情報配置報告書作成

(4) 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書及び経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに(契約書記載の期限まで)に提出する。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語-日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2022年度マレーシア国別研修「LEP2.0 競争力及び持続性のある鉄道計画・開発・管理手法（日本との比較研究）」に係る参加意思 確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格を有する場合）

登録番号：

※令和4年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新に係る期間を考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間に限り、令和元・02・03年度全省庁統一資格にて代替できるものとします。

2 その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2022年度マレーシア国別研修「LEP2.0 競争力及び持続性のある鉄道計画・開発・管理手法（日本との比較研究）」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住所
法人名
法人番号
役職名
代表者氏名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長 通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上